

公共下水道“排水”設備指定工事店申請必要書類

R2.6.1～

新規・継続

※2年に1度 更新が必要

法人が申請する場合

1. 申請書（継続の場合は、継続申請書）
2. 定款の写し及び登記事項証明書 各1通
3. 工事経歴書・・・過去2年間の実績を年度毎に記載のこと
4. 事業所又は営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
5. 責任技術者の名簿（排水設備工事責任技術者証の写しも添付）
6. 資産調書・・・法人名で所有している場合は記載して提出
無資産のときでも「なし」と記載して提出
※代表者（個人）の所有は提出不要
7. 使用印鑑届（市指定用紙）及び法人印鑑証明書（法務局発行）
8. 機械器具調書
9. 市税の完納証明書
法人名で納税のみ1通提出
代表者（個人）名の納税は提出不要
10. 誓約書
11. 工事店証交付手数料 ¥10,000円（※後日、証書交付時）

コピーした定款には原本証明して下さい。例：原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

代表取締役 ◆◆◆

印

個人が申請する場合

1. 申請書（継続の場合は、継続申請書）
2. 履歴書（写真添付のこと）、身分証明書及び住民票抄本（市発行の証明書）
3. 工事経歴書・・・過去2年間の実績を年度毎に記載のこと
4. 事業所又は営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
5. 責任技術者の名簿（排水設備工事責任技術者証の写しも添付）
6. 資産調書・・・無資産のときは「なし」と記載して提出
所有している場合は記載して提出
7. 身分証明書及び住民票抄本（市発行の証明書）
8. 使用印鑑届・・・市指定の用紙に押印して提出
9. 所有する設備、器具及び機械の調書
10. 市税の完納証明書
11. 誓約書
12. 工事店証交付手数料 ¥10,000円（※後日、証書交付時）

変更

排水設備指定工事店 届出事項変更時に必要な書類

（会社名商号・名称・住所・代表者名）※無料

1. 公共下水道排水設備指定工事店届出事項変更届
2. 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）（※個人の場合は住民票）
3. 原本証明された定款（※個人の場合は不要）
4. 事業所又は営業所の平面図及び写真並びに付近見取図
5. 使用印鑑届
6. 誓約書

コピーした定款には原本証明して下さい。例：原本と相違ないことを証明する。

年 月 日

代表取締役 ◆◆◆

(技術者変更の時) ※無料

1. 公共下水道排水設備指定工事店届出事項変更届
2. 責任技術者の名簿（排水設備工事責任技術者証の写しも添付）

◎白杵市公共下水道排水設備指定工事店申請の要件

- (1) 大分県内に住所（法人にあつては、事業所又は営業所（本店、支店又はこれに準ずるものをいう。）を有し、相当の資産と信用を有すること。
- (2) 事業所又は営業所ごとに、排水設備工事責任技術者（以下「責任技術者」という。）として登録を受けた者が1人以上専属していること。
- (3) 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事の事業を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者でないこと。
- (4) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (5) 市税、公共下水道受益者負担金、特定環境保全公共下水道分担金及び公共下水道の使用料を完納していること。
- (6) 第6条第2項の規定により継続申請を拒否された場合又は第10条の規定により指定の取消し処分を受けた場合は、拒否又は取消し処分を受けた日から1年以上を経過していること。

～白杵市公共下水道排水設備等の工事施行業者に関する規則第2条（抜粋）～